

腎疾患研究助成規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人大阪腎臓バンク（以下「本法人」という。）が腎・尿路疾患の予防と治療に役立つ専門的研究に携わっている個人、又は団体の研究を助成することを目的とする。

(支給対象)

第 2 条 大阪において腎不全を主とする腎・尿路疾患の予防と治療に関し基礎、臨床、疫学及び福祉などの面で調査・研究、分析・検査(以下「研究等」という。)に従事している若手研究者、コメディカルなど(以下「研究者等」という。)を対象として、腎疾患研究助成金(以下「助成金」という。)を支給する。但し、すでに3回支給した者は除外する。

(応募の申請)

第 3 条 応募は医学・治療機関から推薦された研究等のほか、個人応募でも推薦者があればよい。別紙様式(1)による「公益財団法人大阪腎臓バンク腎疾患研究助成金申請書」(以下「申請書」という。)を本法人に提出するものとする。

(選定方法)

第 4 条 申請書に基づき本法人に設けた「腎疾患研究助成審査委員会」が審議して決定する。

(報告)

第 5 条 助成金を支給された者は、別紙様式(2)による「腎疾患研究成果報告書概要」(実績報告書)を指定の期日までに本法人に提出しなければならない。

(返納)

第 6 条 正当な理由なく前条の規定に違反した場合、推薦者及び研究者に対し研究助成の決定を取り消し助成金の返納を求めることができる。

附則

この規程は、昭和55年 6月 6日 より実施する。

平成16年 11月 10日 改正

平成19年 5月 23日 改正

平成22年 4月 1日 改正

平成25年 12月 16日 改正